

事業者の皆様
ご対応をお願いします

【障害者差別解消法改正】

令和6年4月1日から「合理的配慮」の提供が義務化されました

1. <「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」について>

障害者差別解消法の改正法が令和6年4月1日付けで施行されました。これにより、これまで事業者には努力義務とされていた障害者への「合理的配慮」の提供が義務化され、事業者にも大きな影響があります。

内閣府では、「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱い」などについて一層の御理解をいただくことを目的とした「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」を公開しています。

★障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト (shougaisha-sabetukaishou.go.jp)



2. <「合理的配慮の提供」とは>

社会生活において提供されている設備やサービスなどは障害のない人には簡単に利用できる一方で、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動を制限してしまっている場合があります。このような、障害のある人にとっての社会的なバリアについて、個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることとされており、これを「合理的配慮の提供」と言います。

例1	例2	例3
物理的環境への合理的配慮の例	意思疎通への合理的配慮の例	情報提供への合理的配慮の例
<p>(例：肢体不自由) 飲食店で障害のある人から「車椅子のまま着席したい」と申し出があった。</p>  <p>【対応例】 机に備え付けの椅子を片付けて、車いすのまま着席できるスペースを確保した。</p> 	<p>(例：弱視難聴) 障害のある人から「難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望しているが、弱視でもあるため細かいペンで書いた文字や小さな文字は読みづらい」との申し出があった。</p>  <p>【対応例】 太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。</p> 	<p>(例：聴覚もしくは視覚障害) 障害のある人から「難聴もしくは弱視のため、ホームページの広報動画の内容が理解できるようにしてほしい」との申し出があった。</p>  <p>【対応例】 広報動画に字幕を表示できる機能や、ナレーション・音声読み上げ機能を追加するようにした。</p> 

(出典：政府広報オンライン・「事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化」)

3. <新しい相談窓口「つなぐ窓口」について>

内閣府では、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」についての相談を地方自治体や各府省庁の適切な相談窓口につなぐほか、障害者差別解消法についてのご質問に回答する、新しい相談窓口として、「つなぐ窓口」を試行的に設置しています。

【つなぐ窓口電話相談】0120-262-701

- ・対応時間：10時から17時 ※週7日受付(祝日・年末年始(12月29日から1月3日)を除く)
- ・メール相談：info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp (※「@」を半角にして送付ください)
- ・開設期間：令和7年(2025年)3月下旬まで

(参考チラシ) 障害者差別に関する相談窓口の試行事業「つなぐ窓口」がスタート!

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/sabekai/tsunagu_leaflet.pdf




つなぐ。支える。事業を、地域を。

日本公庫は、民間金融機関の取組みを補完し、事業に取組む方々等を支援する政策金融機関です。
中小企業・小規模事業者、農林漁業者の皆さまのさらなる発展を応援します。

JFC 日本政策金融公庫

国民生活事業 0570-018548 | 農林水産事業 025-240-8511 | 中小企業事業 025-244-3122



インターネットで NOCプラザ 検索

NOC PLAZA convention center

180台無料 駐車場完備

展示会 各種イベント
研修会 会議 etc

無料 Wi-fi 館内完備

協同組合 新潟卸センター
〒950-8756 新潟市東区卸新町2丁目853番地3
TEL/025-273-4181